

おんせん県魅力アップサポート資金特別融資要綱 に基づく資金の融資事務に関する要領

平成28年4月1日制定

(趣 旨)

- 1 おんせん県魅力アップサポート資金の融資事務に関しては、おんせん県魅力アップサポート資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第3条第1項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社北九州銀行

(資金の用途)

- 4 融資の対象となる資金の用途は、直接事業の用に供するものに限る。この場合において、組合員に対する転貸を目的とする組合に対する融資に係る資金の用途については、転貸を受けた組合員に本項を適用する。

(融資限度額)

- 5 融資限度額の取り扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。
 - (2) 中小企業者が組合の組合員である場合は、当該中小企業者の直接の借入額と組合からの転貸額の合計額は、中小企業者に対する融資限度額を超えることができない。

(融資の申込受付時期)

- 6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

(融資の申込手続)

- 7 融資を受けようとする中小企業者等は、おんせん県魅力アップサポート資金特別融資に係る通知書（様式1。以下「通知書」という。）3通に、別表に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。また、組合共

同事業に係る融資を受けようとするときは、大分県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。

（経営指導等）

- 8 商工会等及び中央会は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に關係書類各1通及び調査意見書（様式5）を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に關係書類各1通を添えて保証協会に送付するものとする。

（融資内容の審査）

- 9 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

（保証及び融資の決定等）

- 10 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人及び担保等の徴求については、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。
- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等又は中央会に通知するものとする。
- (3) 商工会等又は中央会は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

（債権管理）

- 11 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は中央会と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

（融資条件の変更）

- 12 融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。

(2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者ととも保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めるときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書（様式6）及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

（融資状況の報告）

13 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式2）により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

区 分	添 付 書 類
共 通	(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあつては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあつては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあつては、当該許可・認可証の写し (7) 削除 (8) 組合にあつては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	(10) 機械設備等の購入にあつては見積書又は仮契約書、カタログ (11) 土地の取得にあつては、土地売買に係る仮契約書の写し、土地登記簿謄本 (12) 建物の新築にあつては、建築許可関係書類、建物平面図 (13) 要綱5条第1項チに該当する場合にあつては、知事の承認書（様式3） ただし、前回認定から1年以内かつ前回から記載内容に変更がない場合は、 前回認定書の写しの添付に代えることができる

おんせん県魅力アップサポート資金に係る通知書

※提出部数 3部
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
 又は指定金融機関
 (組合にあっては、大分県中
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地
 企業名(商号)
 代表者氏名
 TEL

申込額	万円	企 業 の 概 要				
		事 業 内 容		取 扱 品 目		
業 種	(融資要綱第5条を確認し、○印をつけてください。) 1. 宿泊業 2. 飲食店 3. 小売業 4. 温泉施設 5. バス業 6. タクシー業 7. レンタカー業 8. その他知事が認めた者(承認書要添付)					
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員				
		常用 (役員・ 家族除 く) 人		常用 (役員・ 家族) 人	臨 時 (パート含) 人	
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円	金 融 機 関 からの 借入金総額	万円	
	返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()	最 近 の 月平均費用	万円	1 主な取引金融機関 2 主な取引先又は親企業 3 事業開始年月	
借 入 希 望 融 借 機 関		(支店)	資 産 総 額	万円		
			負 債 総 額	万円		
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等 新設・増 設・補修 取替の別	金 額		必要な項目に○をつけてください。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ()	金 額	
		計	万円		計	万円
資金の必要理由(具体的に書いてください。)						
連帯保証人(詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)						
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考
		TEL () -				
		TEL () -				
		TEL () -				

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

様 式 2

おんせん県魅力アップサポート資金融資状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指定金融機関名

（担当者氏名 ）

貸出残高状況（総括表）

前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

おんせん県魅力アップサポート資金に係る認定書

年 月 日

大分県知事 殿

事業所の所在地
企業名 (称号)
代表者氏名

下記の内容に係る上記資金の申込みに必要であるので、おんせん県魅力アップサポート資金特別融資要綱第5条第1項チに定める融資対象者であることについて認定願います。

記

1 業 種 (具体的に記入して下さい。)	
2 事業内容	
3 資金使途 (具体的に記入してください。)	
4 上記3により得られる交流人口増加への対応、観光振興についての効果	

上記のとおり相違ないことを認定します。

年 月 日

大分県知事

印

注) 前回認定から1年以内かつ記載内容に変更がない場合は、申請にあたって前回認定書の写しの添付に代えることができる

調 査 意 見 書

年 月 日

大分県信用保証協会長 殿

(商工会長
商工会議所会頭
大分県中小企業団体中央会長)

このたび、別添のとおりおんせん県魅力アップサポート資金の融資の申込みがありましたので、意見を付し送付します。

1 申 込 者

企業名・商号	代表者氏名
--------	-------

2 営業の状況 (該当すると思われるものに○印を付してください。)

業 況	盛	漸 盛	常 態	低 調	衰 退
同業者間の地位(県下・管内)	上 位		中 位		下 位
立地条件	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
将来性	有 望	やや有望	現状維持	やや不安	不 安

3 経営者の状況 (該当すると思われるものに○印を付してください。)

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経 営 の 計 画 性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
世 評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見 (資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。)

.....

.....

.....

.....

経営指導員名	
--------	--

(様式6)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

1 被保証人

住所

氏名・名称

業種

2 保証状況

資金名

当初保証金額

現在残高

融資実行日

融資期間

融資金融機関

3 変更内容

4 意見